

## 5 健康管理

### (1) 保健活動

担当：健康増進課

#### 活動経過

平成23年

- 3月11日 福島県災害対策本部及び会津地方災害対策本部保健福祉班設置  
13日 健康管理班担当者打ち合わせ  
22日 所内災害対応体制再確認  
3班体制（①総括班②検査班③健康管理班）  
23日 一次避難所の健康状況訪問調査開始（28か所）（～26日）  
26日 体制の見直し：健康管理班を5班体制（避難所毎の担当制）  
28日 体制見直し：6班体制（総括・A～E班）  
29日 県立会津総合病院の看護師が巡回支援活動開始（～4月8日）  
30日 健康管理班支援活動開始、厚生労働省技官（～4月3日）  
協会けんぽ保健師支援活動開始（～5月25日）  
31日 福島県立医科大学看護学部教員支援活動開始（～4月7日）
- 4月2日 札幌市健康管理班支援活動開始（～8月27日）  
5日 長野県健康管理班支援活動開始（～4月28日）  
6日 広島市健康管理班支援活動開始（～8月12日）  
7日 青森県健康管理班支援活動開始（～9月15日）  
神奈川県健康管理班支援活動開始（～4月28日）  
8日 岡山県健康管理班が支援活動開始（～4月12日）  
13日 二次避難所での悉皆調査開始（5月末まで）  
16日 会津地域災害医療調整本部設置、医療救護班と健康管理班合同会議開始  
18日 山口県健康管理班支援活動開始（～5月18日）  
川崎市健康管理班支援活動開始（～8月31日）  
国立病院機構健康管理班支援活動開始（～4月28日）
- 5月11日 大熊町住民支援検討会  
30日 東京都が双葉町へ直接支援活動開始（～7月4日）
- 6月1日 所内災害支援体制の見直し：避難先市町村支援から避難元市町村支援体制に再編  
4日 京都府健康管理班支援活動開始（～7月1日）  
7日 福島県相談支援専門職チーム支援活動開始  
13日 大熊町住民サロン設置検討会  
15日 磐梯町二次避難所メンタルヘルス健康教育実施（～6月16日）  
保健医療体制検討会開催  
17日 檜葉町支援検討会  
18日 避難町村及び所職員の健康管理活動を平日対応のみとする  
22日 大熊町住民サロン「ゆっくりすっぺ」会津若松市に開所

	28日	葛尾村住民、仮設住宅への移動前の三島町二次避難所での健康相談
	29日	葛尾村住民、仮設住宅への移動前の金山町二次避難所での健康相談
7月	1日	健康管理班定例ミーティング（毎日から週2回開催月・金）
	4日	葛尾村住民、仮設住宅移動前の柳津町一次避難所での自炊準備支援（～7月6日）
	5日	葛尾村支援打ち合わせ
	13日	双葉町支援打ち合わせ（リステル猪苗代ホテル9月閉所にむけて） 葛尾村住民、仮設住宅移動前の会津坂下町二次避難所での自炊準備支援
	21日	葛尾村支援検討会（三春町へ8月移動完了）及び県中保健福祉事務所への引継ぎ
	25日	葛尾村住民、仮設住宅移動前の柳津町一次避難所で調理実習支援
	29日	檜葉町、要支援ケース検討会
8月	2日	葛尾村一次避難所でミニ栄養講座
	3日	福島県相談支援専門職チームが仮設住宅での支援活動開始
	5日	檜葉町、要支援ケース検討会（4回）
	18日	双葉町、二次避難所要支援ケース検討会
9月	6日	双葉町、二次避難所に保健室設置、双葉町支援班及び心のケア班支援（週2回）
	16日	大熊町住民、会津若松市松長仮設住宅にて食生活改善事業支援
10月	11日	大熊町支援団体情報交換会・双葉町、会津若松市借上住宅訪問
	21日	檜葉町ケースケア会議開催（週1回定例開催）
	25日	檜葉町避難者支援連絡調整会議
11月	5日	二次避難所から仮設等への移動の経過により支援体制再編
	7日	大熊町総合健診支援
	9日	大熊町介護予防事業支援
	25日	檜葉町支援打ち合わせ（役場機能移転にむけて）
	29日	大熊町住民サロン食生活改善支援
12月	8日	人事異動により、支援体制再編
平成24年		
	1月17日	檜葉町が災害対策本部をいわき市に移転、会津美里町は出張所となる
	20日	飯舘村・浪江町借上住宅支援検討会及び南相馬市借り上げ住宅等入居者支援依頼により、会津での入居者支援計画検討開始
3月	22日	被災市町村対象親子交流会開催及び浪江町要支援ケース検討会

## 活動内容

### 1 活動体制

#### (1) 災害発生時の体制：平成23年3月11日（震災当日）

福島県災害対策本部、会津地方災害対策本部設置により、当所は保健福祉班となる。保健医療福祉施設被災状況、要援護者（難病在宅療養者）の状況把握、ライフライン、交通の状況について、情報収集と情報共有を図った。

避難者の増加と管内市町村の一次避難所開設に伴い、緊急被ばくスクリーニング検査（以下、スクリーニング検査）、一次避難所支援、避難者からの電話に対応した。

3月13日に第1回健康管理班担当者打合せを実施し、会津若松市の要請に対して会津若松市立総合体育館への保健師を3人派遣するとともに、所内に保健師6名を配置し、避難者に対する所内の相談体制を整備した。

#### (2) 健康管理体制1：平成23年3月22日～26日（体制図1）

避難者と一次避難所の増加により、職員全員がスクリーニング検査や個別相談の対応に追われていたが、所内の3班体制について3月22日に再確認し、各班の体制を再構築した。健康管理班では、避難者支援に早急に対応するため、一次避難所健康調査による現状把握を保健師2名、事務職1名による8チーム編成で28か所において実施した。調査の結果、入所者4,263人中、高齢者、妊婦、精神疾患患者、人工透析患者、糖尿病、難病患者などの要支援者は1,066人であった。心のケア、衛生管理、感染症対策、健康管理、栄養管理、職員の健康管理等一次避難所での共通課題となった。

##### （体制図1）※所内体制

- (1) 総括班：班長（副所長）、総務課及び地域支援課職員
- (2) 検査班：班長（生活衛生部長）、生活保護課長、所内全職員
- (3) 健康管理班：班長（健康福祉部長）
  - ①医療担当：生活衛生部副部長、  
地域支援課長、地域支援課キャップ、課員
  - ②健康管理担当：健康福祉部副部長（健康増進課長）  
健康増進課キャップ、  
地域支援課キャップ、保健師

#### (3) 健康管理体制2（一次避難所支援体制1）：平成23年3月26日（体制図2）

一次避難所健康調査結果に基づき、避難所設置市町村を5グループに分けて、保健師2人を配置する体制とした。

##### （体制図2）※健康管理班体制

- (1) 総括班：健康福祉部副部長（健康増進課長）  
健康増進課キャップ、地域支援課キャップ、保健師
- (2) 支援班：避難所毎の5班体制（1チーム保健師2人配置）
  - ①会津若松市・湯川村避難所担当
  - ②会津美里町・会津坂下町避難所担当
  - ③猪苗代町・磐梯町避難所担当
  - ④喜多方市・北塩原村避難所担当
  - ⑤西会津町・柳津町避難所担当

(4) 健康管理体制3（一次避難所支援体制2）：平成23年3月28日（体制図3）

原発事故の状況から長期的な避難生活が予測され、さらに、役場機能を移転した檜葉町、葛尾村を含めた支援体制の再構築が必要となった。管内市町村が設置した一次避難所は、保健師等の職員が配置され避難者の健康管理がされていたが、国と県が設置主体の避難所<sup>※</sup>は、保健師等看護職は配置されていなかった。

また、平成23年3月28日の時点で、県外からの保健師等職員の派遣はなかったことから、所内職員で対応できる体制を再編成し、福島県立医科大学看護学部、協会健保、福島県立会津総合病院から看護師の派遣協力を得ながら支援活動を実施した。下記の体制図3により5班体制で、一次避難所の健康支援、心のケア等の支援を行った。3月30日より厚生労働省技官が派遣され、その後県外派遣職員の配置が開始されたため、県内外の派遣職員等（以下、県外派遣チーム）の協力を得ながら支援活動を実施した。

※福島県災害対策本部が要請して国もしくは県が設置した避難所

国設置の避難所：国立磐梯青少年交流の家

県設置の避難所：会津若松市内の福島県立高等学校5校、会津自然の家

(体制図3) ◎リーダー

内 容	担 当 者	役 割	内 容
総 括	◎健康増進課長 保健師4人 事務職1人	総 括	・業務の総括・担当者との調整（県外派遣チーム等） ・関係機関との調整
Aチーム	保健師2人	避難所のメンタルケア	心のケアチームとの連携調整
Bチーム	保健師2人	巡回健康相談	一次避難所の巡回健康相談 ・県立高校 ・会津自然の家 ・国立磐梯青少年交流の家
Cチーム	保健師2人		
Dチーム	保健師2人	会津美里町支援（檜葉町支援）	一次・二次避難所への支援 ・保健師の人的支援
Eチーム	保健師2人	会津坂下町、柳津町支援（葛尾村支援）	・保健事業の実施に向けた支援

(5) 健康管理体制4：平成23年6月1日（P54 体制図4参照）

平成23年6月に職員の人事異動・所内組織変更と避難者の二次避難所への移動のピークに合わせて、総括班と心のケアチーム及び檜葉町・葛尾村・大熊町・双葉町・浪江町の5つの避難町村支援チームで、二次避難所の健康調査、市町村支援、県外派遣チームの活動調整を行った。

(6) 健康管理体制5：平成23年11月（P54 体制図5参照）

二次避難所から仮設住宅及び借り上げ住宅への移動が、平成23年11月に完了した。また、葛尾村と檜葉町の役場機能の管外移転、県外派遣チームの活動終了や当所での臨時技術職員（保健師、看護師、栄養士）雇用により、所内体制を総括班と心のケアチーム及び3つの避難町村支援チームに再編し、避難市町村支援と借り上げ住宅の避難者支援に力を入れた。

## (7) 健康管理体制6：平成24年3月（P14参照）

支援の長期化、人事異動、心のケアセンターの開設、管外に役場機能を移した避難町村への支援のため、所内体制を総括班と心のケアチーム及び4つの避難市町村支援チームに再編し支援を継続した。また、被災市町村支援の総合調整窓口を総務企画課とした。

## ◆所内支援体制再編の効果

避難者、被災市町村、派遣チームの変化や人事異動に応じて、活動しやすい体制に再編した。当初から保健師の避難市町村担当制により、避難市町村の保健師に寄り添った責任ある支援活動となり、避難市町村との信頼関係が強化され、支援方針の検討や支援の充実につながった。

## 2 被災市町村支援

## (1) 大熊町支援状況

大熊町役場は、平成23年4月5日に会津若松市に役場機能を移転し、同時に、会津若松市等の二次避難所に大熊町住民が避難してきた。総括班は、今後の支援内容を検討するために大熊町役場と避難者受入自治体（会津若松市、喜多方市、北塩原村）と打合せを実施した。各関係機関は、相互に協力しながら二次避難所の住民を対象とした健康調査を5月23日より開始し、結果に基づき要支援者に対して健康相談と家庭訪問を行なった。支援結果は、大熊町役場が住民の健康管理を継続してできるように県外派遣チーム等の支援を得ながら電子データ化した。

5月より、埼玉県越生町および三芳町役場から保健師が長期派遣されたことで、大熊町役場と派遣職員を中心とした体制ができた。

6月1日より当所の支援体制を再編し、保健師、歯科衛生士の2名を大熊町支援担当として体制を強化した。また、大熊町支援担当者が中心となって県外自治体派遣職員と当所職員の配置を調整しながら側面的に大熊町の支援を続けた。

大熊町と関係機関との打ち合わせは、現状と課題の共有を図るため、必要に応じて随時開催した。健康調査実施後の打ち合わせ等で、避難住民の交流や健康相談ができる場の必要性が打ち出されたことから、サロン開設に向けて実行委員会（大熊町役場、大熊町社会福祉協議会、食生活改善推進委員、ボランティア、民生委員、福島県立医科大学看護学部、当所）を6月2日に立ち上げた。

各実行委員の協力により、「おおくまサロン ゆっくりすっぺ」を6月22日に開設した。

7月1日より、二次避難所から仮設住宅への移動開始に合わせて、県外派遣チームによる家庭訪問及び健康相談を開始した。県外派遣チーム（川崎市：8月終了、青森県：9月15日終了）の派遣終了後は、当所の臨時技術職員（保健師等5人）の配置により、家庭訪問、健康相談及び保健センター業務など支援を継続した。

大熊町役場、福島県立医科大学看護学部、当所による支援に対する関係者打合会は、状況に応じての開催となった。平成24年3月9日の打ち合わせにおいて、健康課題を整理し、平成24年度に向けた事業のあり方、当所の支援体制の変更を協議した。平成24年4月以降は、大熊町役場や関係機関と毎月定例ミーティングを開催し、支援方針を決めながら活動を継続している。



おおくまサロンの開設



おおくまサロンの様子



## (2) 檜葉町支援状況

檜葉町は、会津美里町との災害時相互支援協定に基づき、3月16日より会津美里町への避難を開始し、3月25日に役場機能を会津美里町旧赤沢小学校内に移転した。一次避難所は、最大9カ所に約1,000人が避難した。当所は、県内外の各職種派遣職員やボランティアと各避難所を巡回し、避難者の健康調査及び健康相談を実施し、健康レベルが低下しないよう支援した。

4月上旬から住民の二次避難所への移動が開始され、健康相談や運動教室を旅館・ホテル内で開催した。同時に避難所では医療機関受診やお買い物のためのバスの運行が始まり、避難者の生活範囲が拡大した。4月26日に会津美里町本郷庁舎内に檜葉町会津美里出張所が設置され、ミーティングの会場にもなった。7月中旬から会津美里町応急仮設住宅へ入居が開始され、同時にいわき市への避難者の移動が増加した。当所では、檜葉町や県内外からの派遣職員と協力し、移動先での支援がスムーズに継続されるよう、避難者の世帯及び個人票の情報を整理し、移動先に提供した。9月20日に応急仮設住宅内にサポートセンターとグループホームが開所し、檜葉町社会福祉協議会職員を中心に高齢者及び障がい者への本格的なサービスが開始した。当所は定期的に事業への協力を行った。サポートセンター事業が軌道に乗った頃、2人で活動していた檜葉町保健師のうち1人がいわき市へ異動し、平成24年1月からは、檜葉町会津美里町出張所の保健師が1人となった。会津美里町応急仮設住宅と近隣自治体の借上住宅には500人が避難生活を送っており、高齢者のいる世帯は4割程度である。会津美里出張所に勤務する役場職員とサポートセンターに事務局を置く町社会福祉協議会職員で避難者の生活を支えている。当所は、介護予防教室及び「サロンならば」「男の簡単クッキング」への支援、月2回開催の定例ケア会議への参加、避難者受入自治体との調整会議の開催等、檜葉町の要請に応じた支援を行っている。特に「男の簡単クッキング」は、男性単身者の飲酒量の増加によるアルコール依存症予備軍の予防対策として、町の事業立ち上げに協力し、平成24年4月からは町事業として定着していく。

## (3) 双葉町支援状況

双葉町は、全住民数約7,100人中、県外に約4,000人が避難した。役場機能も埼玉県加須市旧騎西高校に設置され、同施設には約900人が避難生活を送った。また、県内に分散した住民3,100人のうち約800人がリステル猪苗代に二次避難した。町保健師3人中2人が県外に、リステル猪苗代の役場出張所に1人が配置された。リステル猪苗代には、4月末から順次、川崎市や札幌市の保健班による支援を受け活動していた。しかし、住民の避難状況が日々変動

し、保健師自身も被災者である状態の中、当面の住民健康管理の方向性の検討、外部からの支援受け入れの調整等、業務対応が困難になっていた。そこで、5月30日～7月4日まで東京都保健師（係長クラスで人選される）が、町保健師をフォローする立場で1週間交替の支援に入り、この間、保健活動計画や外部支援の業務調整など、避難所における当面の保健活動体制の基盤づくりを当所の連携のもと行った。以降、7月1日～9月30日の二次避難所閉所まで、町が臨時に雇用した保健師1人、その他リハビリ10団体〔避難者の身体機能低下防止等〕、避難受入自治体（猪苗代町）〔主として予防接種、乳幼児健診等、母子保健事業の協力〕、会津児童相談所〔要相談・要精密検査ケースの対応〕、県精神保健福祉センター〔心の健康関連事業の支援〕、福島県相談支援専門職チーム〔介護サービス・医療福祉相談への対応〕等、多くの関係機関が役割を分担し支援活動を展開した。

9月末の二次避難所閉所に伴い、住民は県内10箇所に分散した仮設住宅や県全域の借り上げ住宅に移動した。健康管理の継続支援を要請する必要があることから、移動先住所を所管する保健福祉事務所へ、当所が町に同行して状況説明等を行った。10月からは依頼を受けた各保健福祉事務所が、移動者の名簿を基に全住民の健康調査を実施して町に情報を還元しており、以降、生活地域の実態に即した保健事業が展開される基礎データとなっている。

#### （4）葛尾村支援状況

葛尾村は、津波被害及び建物被害がほとんどないにもかかわらず、放射線被害により全村民が避難を余儀なくされた。避難先は福島市、会津坂下町及び柳津町で、会津坂下町川西公民館に役場機能を移転した。避難者を受け入れ、一次避難所を設置・運営した会津坂下町と柳津町により、混乱の中にあっても昼夜を問わず適切な避難者支援活動が行われた。当所は、避難後14日目から支援を開始した。避難者受入町の支援活動は継続されていたが、村職員は心身共に疲弊している状態であり、同じくして、避難者受入町も住民サービスを再開する時期と重なり、今後の支援活動に課題を抱えていた。当所は、できるだけ同一者が長期間継続して支援できるよう外部支援者の受け入れを調整し、また外部支援者には状況を熟知した状態で効果的な支援活動をしていただいた。

県外派遣職員（厚生労働省職員）から村保健師に対し「良く支援活動をしている」という言葉かけがあり、「何もできていない」と自分を責めていた村保健師には、大きな励ましとなり涙した姿は忘れられない。

避難生活1ヶ月頃には、村保健師の活動範囲が拡大できるようになった。当所は、課題を明確にした活動計画を作成し、村保健師が無理にならない程度に、共に巡回健康相談や訪問活動を実施した。共に活動を実施する中で、葛尾村民が村保健師と接することは、大きな心の支えになることを実感した。

また、心の問題を抱える住民及び村職員の心の相談は、会津地域の精神科医師の協力により、速やかに対応することができた。

避難生活2ヶ月頃には、ほぼ全村民の健康状態が把握でき、事後指導が必要な村民の支援方針とそれ以外の村民の健康管理の方針を村職員（保健師、保健福祉関係係長及び課長）と共に検討した。

仮設住宅がある三春町に役場機能を移転する際に、事前に受入後の支援担当となる移動先住所を管轄する保健福祉事務所と村及び当所保健師で話し合いを実施し、継続的な支援を依頼することができた。

(5) 役場機能に移転しない市町村（南相馬市、相馬市、浪江町、富岡町、飯舘村、川俣町他）支援

会津地域に役場機能に移転しない市町村からも多くの被災者が避難してきた。避難自治体から会津地域までの距離があること、また、避難先が分散し保健業務が多忙を極めていることから、会津地域の避難者への訪問活動等ができにくい状況にあった。このため、当所が中心となり二次避難所及び仮設住宅、借り上げ住宅入居者の健康調査及び健康相談を実施し、健康状態の確認、保健指導、医療機関紹介、心のケアチームへの継続等、個別支援を実施した。

### 支援活動を振り返って

- ①避難自治体を支援するにあたり、被災している現状をよく理解し、その自治体の求めに応じた活動を実施することが重要である。
- ②避難自治体の保健師に寄り添い、変化に伴う課題と一緒に、客観的に把握・整理し、避難自治体と話し合い、避難者支援活動をしていくことを心がける必要がある。
- ③避難自治体の保健師の状況によっては、保健活動の方向性が見いだせず、外部から提供される支援の受け入れの調整すら困難になる場合がある。公私ともに混乱する避難自治体の保健師が置かれた立場に寄り添い、現場で共に動いた外部支援者の活動形態の成果は大きく、今後の支援のあり方検討の重要なポイントである。
- ④支援側は、避難状況の変化に応じ支援体制を柔軟に変化させ、支援を受ける側が混乱しない体制づくり（窓口の一元化等）が重要と考える。
- ⑤定例ケア会議は、避難自治体の現状を知り必要な支援を確認できる場となった。
- ⑥支援者全員で実施したミーティングは、現在の状況確認及び情報交換による課題や問題等への早期対応につながった。
- ⑦支援者の健康管理への検討が必要である。（支援者支援）
- ⑧感染症予防（感冒、感染性胃腸炎やインフルエンザ等）のための環境整備への対応が必要である。



保健班ミーティングの様子



避難所における保健活動



### 3 栄養食生活支援

震災発生後、会津地域の各避難所に避難自治体の住民が避難してきたことから、一次避難所対応が必要となった。本庁から栄養食生活支援活動の役割が早期に出された。主な役割は、①炊き出しの栄養管理指導、②避難所の巡回栄養相談、③災害



弱者に対する支援としての食生活相談者の相談・指導、④被災給食施設への支援であった。

また、福島県は災害時食生活支援の具体策の整備が十分ではなかった。そのため、災害対応を経験していた新潟県の災害対応マニュアルの災害時食生活支援様式等を避難所支援に活用した。栄養士会員と役割分担を行い、避難所での栄養指導を実施した。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

会津若松市の避難所の献立等は、会津若松市の管理栄養士が作成した。檜葉町一次避難所には、支援に入っていた長野県の管理栄養士と共に献立（主食・主菜・副菜の組み合わせ）の作成から指導した。その他の避難所は栄養士等が不在であり、材料と食事提供者へ状況に合わせた支援を行った。

(2) 避難所の巡回栄養相談

県外から支援に入っていた避難所駐在の保健師と連携し、糖尿病、高血圧症の疾患がある避難者への個別相談を行った。その後、二次避難所においては、避難自治体からの求めに応じ栄養相談を行った。

(3) 災害弱者に対する支援としての食生活相談者の相談・指導

被災当初は、提供された食形態も単一であった。乳幼児や病態的に食事管理が必要な避難者には、適した食形態の食事提供に向けて、細やかな配慮が出来るよう、おかゆや離乳食等の支援物資の確保に努め、提供することが出来た。

また、適温での提供が難しい避難所では、働きかけによりおかゆなどを温めるなど食事提供者の協力を得ることができた。食事管理が必要な避難者には、栄養士会のボランティアと連携し、できるだけ疾病を悪化させないように、対象者が避難所でも実践できる食事指導（相談）を行った。また、要望に応じて、アレルギー対応食品の確保、提供を行った。

(4) 被災給食施設への支援

特定給食施設の現状は、早期から所内各課と情報共有を実施した。施設からの相談・要望（病院・介護施設等でのトロミ剤の供給不足、特殊食品の供給補足等）に併せて、災害対策本部へ特殊食品の在庫を確認し、物資及び情報提供等を行った。（給食施設からの情報は、災害対策本部、本庁へ逐次報告した。）

給食施設の衛生管理においては、衛生管理が十分に行われない状況もあったため食品衛生チームの指導のもと、細心の注意を払って業務にあたるよう指導した。避難町村及び避難者受入市町村は、災害時の栄養食生活支援等マニュアルはなく栄養食生活支援の重要性の認識の違いで、自治体によっては、組織内での調整に苦労したところもあり、当所は、一律ではない個別への的確な支援が必要とされた。現在も継続実施の調理実習等は、健康づくりの栄養教育的側面だけでなく、他者とのコミュニケーションの手段として効果をあげている。



避難所における栄養管理指導



一次避難所における献立（一例）

#### 4 歯科・口腔ケア支援

一次避難所巡回により状況把握を実施したが、歯科に関する情報は少なく、口腔衛生用品等の支援物資の状況についても把握が難しい状況にあった。各地域歯科医師会に支援物資の配布状況の確認を行い、避難所に出向き、避難者の口腔衛生状況を確認し個別に健康相談を行った。一次避難所では、洗面所が限られている、義歯保管容器がないことから義歯を昼夜入れたままで、はずすことができない義歯使用者が多く見受けられた。誤嚥性肺炎予防のためにも義歯及び口腔内の清潔が重要であることを説明し注意を促した。また、避難所ボランティアの協力を得、簡易的に使用する義歯保管容器をペットボトルで作成し提供した。

二次避難所では、健康調査及び健康相談時に歯科治療の必要な方へ治療勧奨を実施した。その際、歯科医院の情報としてあいつ医療マップが大変役に立った。

会津地域は震災の影響が少なく歯科医療機関も平常どおりの診療が開始されていたため、地元歯科医師会の協力を得ながら、速やかに受診につなげることができた。

避難者の状況に応じ、サロンでの歯科健康教室、歯科健康相談等を実施し、仮設住宅集会所では介護予防を目的とした口腔機能向上に関する健康教室を定期的に開催し、口腔機能の低下や不衛生からおこり易くなる誤嚥性肺炎予防や窒息予防について働きかけた。

### 活動実績

避難者への健康支援を最優先の課題とし、支援体制のもと、直接支援及び派遣チーム等の受け入れとその活動のコーディネートを行った。

#### 1 健康管理班の受入調整

県外チーム（期間：平成23年4月2日～9月15日）				
団体名	期間	人数	日数	延べ人数
青森県	4 / 7～9 / 15	64	109	275
神奈川県	4 / 7～4 / 28	16	24	78
長野県	4 / 5～4 / 28	27	29	133
京都府	6 / 4～7 / 1	4	16	16
岡山県	4 / 8～4 / 12	3	5	15
山口県	4 / 18～5 / 18	19	33	105
札幌市	4 / 2～8 / 27	54	108	316
川崎市	4 / 18～8 / 24	48	95	333
広島市	4 / 6～8 / 12	49	90	247
合計		284	509	1,518

県内チーム（期間：23年3月29日～5月25日）				
団体名	期間	人数	日数	延べ人数
協会けんぽ	4 / 4～5 / 25	1	52	52
県立会津総合病院	3 / 29～4 / 8	11	11	11
合計		12	63	63

## 2 臨時技術職員（専門職）の確保と業務管理

平成24年7月より、保健師及び看護師5名を確保し、市町村保健活動支援、訪問活動を充実させた。

## 3 健康状況訪問調査及び健康相談（23年3月から24年3月まで）

区 分	個別訪問・相談数	専門職従事数
一次避難所	3, 0 4 6	4 4 6
二次避難所	4, 1 1 8	8 1 8
仮設住宅	2, 1 6 2	2 8 5
借り上げ住宅	4 7 1	1 1 9
合 計	9, 7 9 7	1, 6 6 8

## 4 避難市町村支援

- (1) 市町村保健業務への支援
- (2) 各種情報を提供及び相談体制整備
- (3) 各関係職種等への精神的な支援

## 5 避難者支援のための会議・打ち合わせ

- (1) 主催会議 33回
- (2) 他機関主催会議への出席 83回
- (3) 所内定例ミーティング

平成23年6月まで毎日開催していたが、会津地方災害医療調整本部を6月30日に解散後、7月からは、毎週2回（月、金）、県外派遣チームの活動終了（9月15日）後は、毎週1回（金）の開催となった。

- (4) 活動週報を作成し報告することで支援者間の情報の共有を図った。

## 6 親子交流会の開催

借り上げ住宅訪問調査の結果、避難している親子の孤立予防が課題となり、関係機関の協力を得て平成24年3月から開催している。

---

## 課 題

---

### 1 平常時からの支援体制の整備

### 2 関係機関との連携

- (1) 災害時対応マニュアルの整備  
県、所全体とともに、健康管理班等、班別マニュアルの整備が必要である。
- (2) マニュアルに沿った実地訓練  
全体訓練と合わせて、健康管理班など班別での訓練の実施が必要である。
- (3) 管内関係機関との連携体制  
日頃から市町村、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、薬剤師会、看護協会、医療機関、福祉関係施設等関係機関との連携が必要である。

#### (4) 歯科保健対策

平常時より災害時の行政歯科専門職の役割を明確にし、また、避難者の情報把握のためには、所内で速やかに情報を共有し、関係職種と連携して支援活動につなげていくことが必要である。

#### (5) 栄養食生活支援

栄養対策初動から状況把握に努め、組織内で情報の共有を語りながら、災害時の食生活支援が迅速に対応できていたが、今後、他団体（栄養士会）の支援への協力については、平常時から「組織体制の整備」「出来ることの把握」などの取り組みの確認を実施したい。行政における栄養担当者の災害時対応は、実務的研修は必須であり、災害時の栄養食生活支援体制の整備が必要である。

---

### 業務を担当した職員の声

---

#### 「避難者支援活動を通して」

##### (1) 外部の支援者は不可欠

避難市町村職員は、職員自身も被災者でありながら支援活動を担い、心身共に疲弊状態にあるため、外部からの支援者は重要である。通常、県外派遣チームは被災直後から開始されるが、放射線の影響もあり、福島県へは支援開始が遅れた。会津地域は、被災が少ないことから、避難者受入市町村が全面的に支援活動を実施した。また、県内では比較的早めに県外派遣チームを受け入れることができた。

##### (2) 孤立化防止への支援活動

二次避難所は、一次避難所から比較すると住環境・食環境は改善されるが孤立感が高まり、少し落ち着いたからこそ将来への不安感が高まる傾向にあった。避難市町村（地元）保健師による巡回相談や巡回診療・心の相談会を継続実施できるようにしたことで、孤立化防止への効果がみられた。

##### (3) 避難市町村保健師活動の拡大と外部支援者の活動調整

避難住民の不安への支援は、避難市町村の保健師でないと解消できない部分があることを痛感し、避難市町村の保健師が避難場所において保健活動の拡大ができるように外部支援者の調整をした。

##### (4) 避難住民の介護状態に併せた避難場所設定

一次避難所入所時から、避難者受入市町村と話し合い、避難所の施設環境（暖房設備、温かい食事提供等）と住民の状態等に合わせた避難所選定をするという工夫がされていた。今後は、福祉避難所を事前に整備しておく重要性を痛感した。

##### (5) 避難市町村職員の心身の健康管理の重要性、休養できる工夫の導入と第三者の助言

避難市町村職員は職務が多忙となり、体力の限界に気づけず、また避難住民や他職員の視線が気になり、休むことへの罪悪感等があった。協力しあいながらの業務への取り組みもできず、心身共に疲弊しやすい状態にあった。

早期に休養できる場所の確保、週休日の指定を実施していた避難市町村があり職員の健康管理への工夫はすばらしいと感じた。

しかし、それを活用するためには、第三者となる支援者・助言者の存在が不可欠であることを感じた。

## 「東日本大震災支援活動に寄せて」

前会津保健福祉事務所健康福祉部副部長 大平 洋子  
(現相双保健福祉事務所いわき出張所長)

当時の活動の中で、今でも強く記憶に残っているものとして、避難者の方々の放射線被ばくスクリーニング検査があります。多くの方々が、小雪の舞う中、検査会場に長い行列を作り順番待ちをしていた姿を今も忘れることができません。最後の測定が終了したのが深夜3時という日もありました。

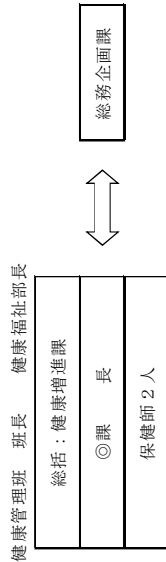
また、二次避難所である旅館やホテルへの健康調査。対象となる方が多く、ほんとうに調査を終えることができるのだろうかと思いましたが、所内の職員、市町村の保健師、さらには県内外から支援活動に入っていた保健師等でチームを作り、ほどなく予定していた数の調査を終了したときは、大きな力の広がりを感じたものです。毎日のチーム編成と旅館・ホテルとの調整、避難されてきた町関係者や受入先市町村との連絡・調整等に四苦八苦しましたが、達成したときの安堵感もひとしおでした。当時は誰もが初めて体験する大震災の活動であり、先の見えない長いトンネルの中、あせりの気持ちを抱きながら出口を求めて右往左往していたような気がします。しかしながら、目の前にある課題を一つひとつ検討し解決していくことで自ずと道が開けたように思います。

今もいわき市で双葉郡などの避難者の方々の支援活動に当たっていますが、一時は会津に避難された方々も、その多くは地元近く、温暖ないわき市へ移動している状況にあります。避難者への支援活動は今後も継続されていきますが、特に健康に関わる部分については欠くことができません。関係者間で情報を共有し、臨機応変に対応するなど、息の長い活動が必要だと感じています。

(体制図 4)

会津保健福祉事務所被災者健康管理支援体制

平成23年6月1日(水) 適用



内容	檜葉町支援	葛尾村支援 (会津自然の家)	大熊町支援	双葉町支援	浪江町支援
心のケアチーム	◎保健師	◎保健師	◎保健師	◎保健師	◎保健師
担当者	保健師	保健師	歯科衛生士	保健師	保健師

保健師3人、栄養士2人、看護師

●心のケアチーム

- ・ 県外支援チームの避難所巡回日程の調整、及び事後フォローに関する業務
- ・ 緊急雇用職員（保健師等）の活動の調整

●市町村支援

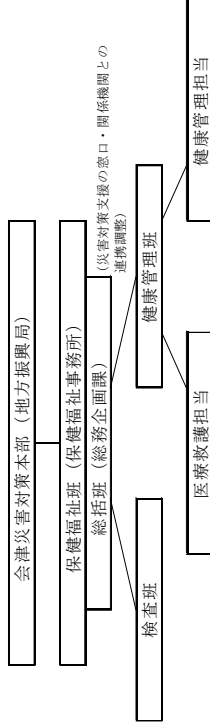
- (1) 担当町村の支援窓口
  - ・ 保健事業全般の窓口
- (2) 保健活動方針・計画・実施に対する支援
  - ・ 健康懸念調査を活用した支援方法の検討
  - 個別支援：要支援ケースへの継続支援計画
  - 集団支援：潜在的なニーズの発見、予防的な視点からの支援
  - 医療救護班巡回の調整
  - 関係機関との連絡調整
- 被災町村を受け入れる町村及び会津保健福祉事務所各担当課等
  - ・ 地域の社会資源（行政サービスなどの情報）の発掘と活用
  - ・ コミュニティづくりの支援
  - ・ その他、町村の要望を踏まえた内容
- (3) 支援状況の報告
  - ・ 健康管理班総括への随時報告
  - (4) 緊急雇用職員（保健師等）の活動調整

※担当内容に属さないものについては、総括が担当する

(体制図 5)

会津保健福祉事務所被災者健康管理支援体制

平成23年11月1日 適用



●健康管理担当（健康管理班長：健康福祉部長）

班	保	健	班	◎各班リーダー
チーム	檜葉町支援 チーム	大熊町支援 チーム	双葉町支援 チーム	心のケア班 心のケアチーム (会津全域を対象とする)
担当者	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師
	(サブ担当) 臨時職員 保健師6人、栄養士2人、看護師1人	(サブ担当) 臨時職員 保健師1人、看護師2人、栄養士2人	(サブ担当) 臨時職員 保健師1人、看護師1人	(サブ担当) 臨時職員 保健師1人、 精神保健福祉士1人

- 総括 (1) 被災町支援の窓口・総括
- (2) 関係機関、本庁、所内各課との連絡調整、支援方針の決定
- (3) 緊急雇用職員（保健班）の活動計画

○保健班 被災町支援チーム

- (1) 担当町支援の窓口
- (2) 保健活動方針・計画・実施に対する支援
  - ・ 被災町のニーズ把握及び支援方法の検討
  - 個別支援：要支援ケースへの継続支援計画
  - 集団支援：潜在的なニーズの発見、予防的な視点からの支援
  - 外部支援団体、ボランティアの活用
  - 関係機関との連絡調整
  - 連携や調整に関する会議の開催及び参加
  - 地域の社会資源（行政サービスなどの情報）の発掘と活用
  - ・ コミュニティづくりの支援
  - ・ その他、町村の要望に応じた支援
- (3) 支援状況の報告
  - ・ 保健班総括への随時報告、週報の作成
- (4) 各町被災者支援連絡調整会議への出席

○心のケア班 心のケアチーム

- ・ 活動計画及び事後フォロー
- ・ 関係機関、本庁、所内各課との連絡調整
- ・ 緊急雇用職員（心のケアチーム）の活動計画
- ・ 県外派遣チームの活動調整

※各班の役割に属さないものについては、総括が担当する。